平成２８年（フ）第４３８号
大阪府岸和田市土生町４丁目４番30―202号、住所表示実施前大阪府岸和田市土生町2110番地の１　マンション山中202号（前住所）大阪府岸和田市土生町2294番地　ネオハイツ東岸和田駅前1004号
破産者　石谷　茂樹
１　決定年月日　平成28年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１５２８号
札幌市北区新川５条２丁目４番８号　白百合ハイツ
破産者　金森　英敏
１　決定年月日　平成28年12月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４７号
群馬県前橋市石倉町３丁目６番地３　グループホームぱっぱ石倉　101号、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市波志江町3030―１　群馬県立障害者リハビリテーションセンター
破産者　菅原　邦芳
１　決定年月日　平成28年12月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３５号
埼玉県深谷市大谷476番地１
破産者　横川　保次
１　決定年月日　平成28年12月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１３６号
埼玉県深谷市大谷476番地１
破産者　横川久美子
１　決定年月日　平成28年12月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２１５号
埼玉県行田市大字北河原1178番地
破産者　齋藤　浩行
１　決定年月日　平成28年12月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２１６号
埼玉県羽生市大字中岩瀬525番地１　若葉グリーンハイツ204
破産者　西風　久美
１　決定年月日　平成28年12月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第５０５号
愛知県北名古屋市能田旭19番地　コーポ大和１－Ｂ
破産者　小川　　肇
１　決定年月日　平成28年12月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２号
長崎県対馬市峰町佐賀614―２、開始決定時の住所長崎県対馬市峰町佐賀501番地３
破産者　中村　重幸
１　決定年月日　平成28年12月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２８年（フ）第２７８号
熊本市西区上高橋１丁目９番２―205号、前住所熊本市南区日吉２丁目９番３号
破産者　吉本真理子
１　決定年月日　平成28年12月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３２５号
静岡県浜松市南区西島町103番地ケアハウス西島307号室、開始決定時の住所静岡県浜松市西区馬郡町2226番地
破産者　荒川　安雄
１　決定年月日　平成28年12月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２６６号
福岡県遠賀郡遠賀町大字鬼津991番地
破産者　門前　政人
１　決定年月日　平成28年12月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２６７号
福岡県遠賀郡遠賀町大字鬼津991番地
破産者　門前　留美
１　決定年月日　平成28年12月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

免責許可決定

平成２８年（フ）第３１２号
大阪府和泉市府中町６丁目14番32―326号
破産者　杉浦　杉夫
１　決定年月日　平成28年12月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３５９号
大阪府泉佐野市鶴原1951番地の14、前住所大阪府泉佐野市鶴原４丁目１番２号
破産者　新屋敷亜紀子
１　決定年月日　平成28年12月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４３３号
大阪府泉大津市我孫子25番地の11
破産者　藤﨑　昌臣
１　決定年月日　平成28年12月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４３７号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地46棟401号、前住所大阪府泉南市信達市場1155番地の１　利光第２コーポ101号
破産者　竹田　亜希
１　決定年月日　平成28年12月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４４４号
大阪府泉南郡熊取町大久保中３丁目15番21号Ａ―101
破産者　山田　　航
１　決定年月日　平成28年12月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４４５号
大阪府泉南郡熊取町大久保中３丁目15番21号Ａ―101
破産者　山田　輝美
１　決定年月日　平成28年12月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係